

4月から市の組織が変わります

企画課 ☎ 23-3917

平成29年3月まで

課や係などの名称		電話番号
市民課	市民係	23-3924
	燧望苑	67-5650
高齢介護課	高齢者福祉係	23-3968
	介護保険係	
商工観光課	商工労政係	23-3933
	企業立地推進係	
	観光係	
文化振興課	文化振興係	23-3943
	市民会館開設準備室	
	生涯学習係	
	公民館	-
	図書館	-

平成29年4月から

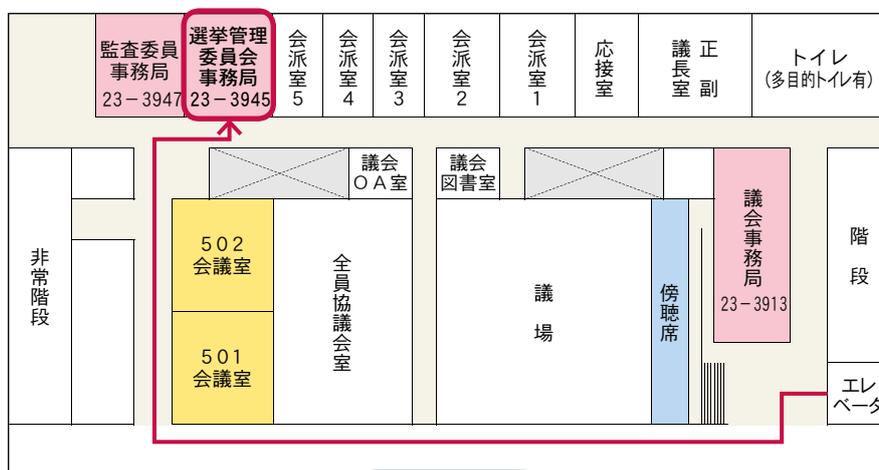
課や係などの名称		電話番号
市民課	市民係	23-3924
	戸籍・年金係	
燧望苑	燧望苑	67-5650
	燧望苑	
高齢介護課	高齢者福祉係	23-3968
	介護保険係	
介護事業係	介護事業係	
	介護事業係	
商工観光課	商工労政係	23-3933
	企業立地推進係	
	観光係	
文化振興課	シティプロモーション係	23-3943
	文化財係	
	文化芸術係	
	生涯学習係	
	公民館	-
図書館	-	

取扱窓口が変わります

業務	変更前	変更後	電話番号
● 移住・定住促進に関すること 民間賃貸住宅家賃補助制度等	企画課	地域支援課	23-3949
● シティプロモーションに関すること 観音寺市ふるさと応援大使、がんばれ観音寺 応援隊、マスコットキャラクター「銭形くん」 に関すること等	企画課	商工観光課	23-3933

選挙管理委員会事務局が移転します

4月から、選挙管理委員会事務局は「働く婦人の家2階」から「市役所5階」へ移転します。



5階

地域福祉計画策定委員を募集します

市では、住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域福祉計画を策定しています。今年度、その計画を見直すため、地域福祉に関する施策の調査審議をしていただく策定委員を募集します。策定委員会は4回程度を想定しています。

任期 平成29年6月～平成30年3月（予定）

対象 4月1日現在で20歳以上の市内在住者で、地域福祉の推進に関心がある人（市の審議会などの委員を2つ以上兼ねている人や市議会議員、市職員は除く）

人数 2人以内

申し込み 所定の申込用紙に必要事項を記入し、持参または郵送、電子メールにて下記へ提出してください。

〒768-8601（住所記載不要）

観音寺市健康福祉部社会福祉課

E shakai@city.kanonji.lg.jp

受付期間 4月17日（月）～28日（金）必着

問い合わせ先

社会福祉課福祉総務係 ☎ 23-3930

合併浄化槽設置の補助制度

市では、環境にやさしい合併浄化槽の設置を推進し、河川や水路などの水質改善を図るため補助をしています。

■補助金を受けられる人

専用住宅（店舗併用住宅の住宅部分も対象）で

○新築時に設置する人

○増改築時に単独浄化槽やくみ取り便槽を合併浄化槽へ設置替えする人…①設置補助に②撤去および③配管の転換補助を上乗せします。

注意 販売・賃貸を目的とする場合は、補助金を受けられません。また、公共下水道事業認可区域内は、補助限度額の半額です。詳しくはお問い合わせください。

	区分	補助基準	補助限度額
①	5人槽	床面積が140㎡以下の場合	332,000円
	7人槽	床面積が140㎡を超える場合	414,000円
	10人槽	2世帯住宅等に10人槽以上の合併槽を設置した場合	548,000円
②	撤去費	合併槽への転換に伴い、単独槽やくみ取り便槽の撤去が必要となる場合	90,000円
③	配管費	合併槽への転換に伴う配管費	90,000円

問い合わせ先 下水道課 ☎ 25-6890

4月1日から各種証明書のコンビニ交付サービスを始めます



マイナンバーカードを利用して、全国約5万店舗のコンビニエンスストアのマルチコピー機で、住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書を取得できるサービスを始めます。

サービス開始日 4月1日（土）

利用できる店舗

全国のセブン・イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート、ミニストップなど（マルチコピー機が設置されているコンビニエンスストアに限りです）

必要なもの

マイナンバーカード（顔写真付きカード）

※サービスの利用には、利用者証明用電子証明書（数字4桁）を搭載したマイナンバーカードが必要です。住基カードは利用できません。

取得できる証明書の種類と利用時間

証明書の種類	サービス利用時間
住民票の写し	午前6時30分～午後11時
住民票記載事項証明書	
印鑑登録証明書	
戸籍証明書	午前9時～午後5時 （土・日曜日、祝日は利用できません）
戸籍附票の写し	

○年末年始（12月29日～1月3日）は利用できません。

○メンテナンス実施等のため利用できない場合があります。

マイナンバーカードを取得するには

通知カードと一緒に届いている申請用紙に、顔写真を貼り付けて返信用封筒に入れ、ポストに投函してください。

また、スマートフォンで顔写真を撮影し、申請書のQRコードを読み取り、オンラインでの申請も可能です。

市から交付通知書が届いた後、市民課窓口でカードを受け取ってください。

※申請から交付まで、2カ月程度かかる場合があります。



■申請書を再発行するには

申請書の紛失や、住所等に変更があった場合、新しい申請書をお渡ししますので、市民課窓口へお越しください。

詳しくは市ホームページ（くらしの情報→住民票・戸籍→コンビニ交付）でご確認ください。

問い合わせ先 市民課 ☎ 23-3924

広がります 下水道の処理区域

4月から坂本町、昭和町、柞田町の一部が処理区域になります。処理区域になった地域では、下水道法で3年以内にくみ取り式トイレから水洗トイレに改造することが義務付けられています。家庭雑排水や汚れた水をそのまま川や海に流すと水質汚濁等の原因にもなるため、早めに下水道に接続してください。

下水道は、私たちの健康で快適な生活を支える重要な施設です。ご理解とご協力をお願いします。

注意 処理区域の詳細はお問い合わせください。

問い合わせ先

下水道課 ☎ 25-6890



口座振替日が変わります

4月から下表のとおり口座振替日が毎月月末になります。事前に残高の確認をお願いします。

	変更前	変更後	窓口
農業集落排水施設使用料	毎月15日	毎月月末 初回は5月1日（月） 12月は25日 振替日が土・日曜日、祝日の場合は金融機関の翌営業日	下水浄化センター ☎ 25-6615
幼稚園保育料			学校教育課学務係 ☎ 23-3938
清掃（くみ取り）手数料	毎月20日		衛生センター ☎ 23-1438
放課後児童クラブ保育料	毎月25日		子育て支援課児童福祉係 ☎ 23-3962
保育所（園）保育料			子育て支援課こども施設係 ☎ 23-3962

ボランティア団体やNPOなどの 市民活動団体を応援します

平成29年度市民団体等活動促進事業

対象事業

平成30年2月末日までに完了する公益的事業

- 高齢者の福祉を増進する活動
- 子どもたちを健やかに育てるための活動
- 自然環境を守り育てる活動
- 地域の文化を守り育てる活動
- 交流人口や定住人口の増加につながる活動など
(他の制度で補助金を受けている、または受ける予定の事業は対象外)

対象団体

次の要件を全て満たす団体

- 構成員が10人以上
- 利益を目的にしない
- 市内に活動拠点がある
- 会則等に基づき、地域に根ざした活動を継続して市内で行っている
- 政治活動や宗教活動を目的にしない

助成額

補助対象経費の50% (上限20万円)

審査方法

書類とプレゼンテーションにより活動の公益性や継続性などを審査し、助成団体を決定します。

受付期間

4月3日(月)～28日(金)
午前8時30分～午後5時
(土・日曜日を除く)

注意

申請を希望する団体は、事前にご相談ください。

問い合わせ先

地域支援課市民協働係
☎ 23 - 3949



年度初めの日曜日に 市役所を開庁します

開庁日

4月2日(日)

開庁時間

午前8時30分～午後5時15分

実施する課 (本庁のみ)

税務課 ☎ 23 - 3922
市民課 ☎ 23 - 3924
健康増進課 ☎ 23 - 3927
子育て支援課 ☎ 23 - 3962
学校教育課 ☎ 23 - 3938

注意

他市町村に連絡や確認が必要な業務は、対応できない場合があります。詳しくは、各担当課へお問い合わせください。



障がい者スポーツ教室の開催

障がいの有無に関わらず参加できる卓球、卓球バレー、ポッチャ、スポーツ吹き矢などのスポーツ・レクリエーションを下表のとおり実施します。障がい者スポーツ指導員、市スポーツ推進委員などが指導します。

対象者

身体・知的・精神(発達障がいを含む)など障がいのある人。障がい児童については保護者が同伴できる人。また、介助人が必要な人についても同伴できる人

内容

決定次第お知らせします。申し込みの状況によっては、変更する場合があります。

日時

開催日			
5月27日(土)	6月24日(土)	7月22日(土)	9月23日(祝・土)
11月25日(土)	1月27日(土)	2月24日(土)	3月24日(土)

午後2時～午後3時30分

場所 観音寺小学校体育館

申し込み方法 広報かんおんじ5月号でお知らせします。

問い合わせ先

社会福祉課障がい者福祉係 ☎ 23 - 3963

毎年4月2日は国連の定めた 世界自閉症啓発デー

平成19年12月18日に開催された国連総会において、カタル国王妃の提案で毎年4月2日を啓発デーとすることが決議され、世界の人々に自閉症を理解してもらう取り組みが行われています。

毎年4月2日～8日は 発達障害啓発週間

日本では、自閉症をはじめとする発達障がいについて広く啓発するため、4月2日から8日までを発達障害啓発週間として、シンポジウムの開催や各地のランドマークを「癒し」や「希望」を表す青色にライトアップする「ブルーライトアップ」が行われています。観音寺市でも4月1日から9日まで、銭形砂絵「寛永通寶」をブルーライトアップします。

自閉症をはじめとする発達障がいについて知ることや、理解をすることが、発達障がいのある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながります。

自閉症を知っていますか

自閉症は、「常に自分の殻に閉じこもっている状態」と考えたり、「親の育て方が原因ではないか」と思われたりしますが、これは正しくはありません。脳の発達の仕方の違いによるもので、真面目に取り組んでいても、次のようなことが苦手なので誤解されることがあります。自閉症の人たちの行動や態度、意味を理解していただき、愛情を持って支援をお願いします。

苦手なこと	行動や態度
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 他人の気持ちや感情を理解すること ◆ 言葉を適切に使うこと ◆ 新しいことを学習すること ◆ 一般的に「常識」と思われることを身につけること ◆ 会話 ◆ 人混みや大きな音や光などの刺激 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 純粋で、自分の感じたままに話したり、行動したりする ◆ 感覚が過敏であったり、記憶力が抜群だったりする人もいます。 ◆ 「できないとき」「間違っていたとき」に叱って教えようとする、本人が混乱して余計に理解ができなくなります。



どんな接し方がいいの?



- ★ どうすればよいのか、正しい方法をできるだけ具体的に伝えることを基本に、穏やかに根気よく接して、よりよい関係を作るようにしてください。
- ★ その人が理解している言葉を知り、その言葉を使うことや、写真や絵を添えて説明してください。
- ★ 抽象的な表現を避けて、短い表現で話してください。
- ★ 人混みや大きな音や光といった刺激による不快感を増幅させないように、安心できる環境を作ってあげてください。



お知らせ



- 1 発達障害啓発週間(4月2日～8日)に市役所1階ロビーに啓発ブースを設置します。
- 2 6月ごろ(予定)に相談・交流先を掲載したチラシを、小学6年生までを対象に配布しますのでご活用ください。

問い合わせ先 社会福祉課障がい者福祉係 ☎ 23 - 3963